長尾保育所の一時保育ご利用について

【 一 時 保 育 実 施 要 領 】

長尾保育所では一時保育を下記の要領で実施しています。

１．対象　伊丹市内にお住まいの方

※伊丹市外在住の方で、里帰り出産等で伊丹市に帰省される場合は別途ご相談ください。

２．利用区分

区　　分	利　　用　　理　　由	利用限度
①　非定型的保育	保護者の方のお仕事（就労）・通学によるもの	週３日以内
②　緊 急 的 保 育	保護者の方の出産、入院・通院等	概ね１月以内
③　私　的　保　育	上記以外の理由によるもの	１～３日以内 または要相談

３．実施曜日及び時間

○　月曜日 ～ 金曜日、７時００分～１８時００分

※上記の間で必要な曜日・時間内（通勤時間、勤務時間、送迎に要する時間）でご利用ください。

※土曜日の一時保育は「緊急的保育」の方のみになります。

※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）及び１８時００分以降の一時保育は実施しておりません。

４．利用料金（１日）

○　利用料金は下記の表のとおりです。

（ 日 額 ）

区　　分	保 育 料	給 食 費	合　　計
イ．生活保護受給世帯※	０円	５００円	５００円
ロ．前年度市県民税非課税世帯※	１，０００円	５００円	１，５００円
ハ．上記以外の世帯	２，５００円	５００円	３，０００円

※イ、ロの方は要証明。証明の提出が無い場合は、ハの料金になります。

注意：時間単位でのお預かりはしておりません。たとえ半日の利用であっても１日分の料金が掛かります。但し、慣らし保育期間中については別に検討いたします。

６．利用までの流れ

○　ご利用に関しては下記をご参考ください。

① 一時保育の受入状況の確認

・ 長尾保育所のホームページまたは、お電話にて一時保育の受入状況をご確認ください。

・ ホームページにて「現在、受け付けておりません。」と表示されている利用区分・年齢クラスについては、一時保育の利用はできません。

・「ご相談ください。」と表示されている利用区分・年齢クラスについては、電話にてご相談ください。

② 申請書の提出（一時保育の利用が可能となった場合）

・ 申請書の用紙をお渡ししますので必要事項の記入・捺印の上ご提出ください。

・「生活保護受給世帯」「前年度市県民税非課税世帯」の方は、証明書を提出してください。

③ 面　接

・ 面接日の日時を調整の上、決定いたしますので、お子様を連れて、お越しください。

・ 母子手帳をご持参ください。

※お子様の状況（発達、アレルギー等）により、検査結果等の提出をお願いする場合があります。

④ 利用開始

・ 利用区分により、慣らし保育を実施いたします。

・ 利用料は利用した日に現金にて、お支払いください。

５．その他

○　利用を希望される場合は、必ず事前に利用可能かどうかご確認ください。

※一時保育の受け入れは、利用されるお子さんの年齢クラスの状況や人数、また職員の配置状況によってお断りする場合やお待ち頂く場合があります。

※一時保育の利用手続き（申請）は、利用可能になってからになります。事前の申請や登録は受け付けていません。

★一時保育の利用受け入れ状況は長尾保育所のホームページよりご確認ください★

（HPアドレス） http://www.ans.co.jp/n/nagao-ho/